

第 19 回教育委員会

令和元年 10 月 15 日
午後 3 時 30 分
大阪市教育センター

案 件

議案第70号

大阪市学校適正配置審議会の委員の解嘱及び委嘱について

議案第70号

大阪市学校適正配置審議会委員の解嘱および委嘱について

1. 解嘱

令和元年10月16日をもって、大阪市学校適正配置審議会委員を解嘱する。

氏名	役職名	大阪市学校適正配置審議会規則第2条による区分	任期	備考
松山 信繁	前大阪市PTA協議会会长	教育委員会が適當と認める者	H30.7.27 ～ R2.7.26	
吉川 郁夫	前大阪市社会福祉協議会評議員	教育委員会が適當と認める者	H30.7.27 ～ R2.7.26	

2. 委嘱

令和元年10月16日をもって、大阪市学校適正配置審議会委員を委嘱する。

氏名	役職名	大阪市学校適正配置審議会規則第2条による区分	任期	備考
山内 憲之	大阪市PTA協議会副会長	教育委員会が適當と認める者	委嘱日 ～ R2.7.26	
宮本 正路	大阪市社会福祉協議会評議員	教育委員会が適當と認める者	委嘱日 ～ R2.7.26	

3. 説明

松山信繁氏について、任期途中であるが、委員変更の申出があったため、解嘱する。
その後任として、大阪市PTA協議会副会長である山内憲之氏に委員を委嘱する。

吉川郁夫氏について、任期途中であるが、委員変更の申出があったため、解嘱する。
その後任として、大阪市社会福祉協議会評議員である宮本正路氏に委員を委嘱する。

任期については、大阪市学校適正配置審議会規則第3条1項により、前任者の残任期間とする。

大阪市学校適正配置審議会 委員名簿（案）

※太字は委嘱、下線は解嘱

氏 名	代表区分	役 職 名	備 考
松山 信繁	<u>教育委員会が適當と認める者</u>	前大阪市P T A協議会会長	解嘱
山内 憲之	<u>教育委員会が適當と認める者</u>	大阪市P T A協議会副会長	委嘱
吉川 郁夫	<u>教育委員会が適當と認める者</u>	前大阪市社会福祉協議会評議員	解嘱
宮本 正路	<u>教育委員会が適當と認める者</u>	大阪市社会福祉協議会評議員	委嘱
新井 光淑	<u>教育委員会が適當と認める者</u>	大阪市P T A協議会副会長	任期H30.7.27～ R2.7.26
安藤 福光	学識経験のある者	兵庫教育大学学校教育研究科准教授	任期H30.7.27～ R2.7.26
越村 市二	<u>教育委員会が適當と認める者</u>	大阪市地域振興会副会長	任期H30.7.27～ R2.7.26
後藤 博子	学識経験のある者	帝塚山大学文学部准教授	任期H30.7.27～ R2.7.26
佐久間 康富	学識経験のある者	和歌山大学システム工学部准教授	任期H30.7.27～ R2.7.26
高橋 直子	学識経験のある者	弁護士	任期H30.7.27～ R2.7.26
田村 知子	学識経験のある者	大阪教育大学教職実践研究科教授	任期H30.7.27～ R2.7.26
辻野 けんま	学識経験のある者	大阪市立大学文学研究科准教授	任期H30.7.27～ R2.7.26
豊原 法彦	学識経験のある者	関西学院大学経済学部教授	任期H30.7.27～ R2.7.26
前田 葉子	<u>教育委員会が適當と認める者</u>	大阪市地域女性団体協議会副会長	任期H30.7.27～ R2.7.26
山上 直子	<u>教育委員会が適當と認める者</u>	産経新聞論説委員	任期H30.7.27～ R2.7.26

委員の略歴

○ 山内 憲之(やまうち のりゆき)氏

大阪市P T A協議会副会長

《専門領域》 保護者・P T A

○ 宮本 正路(みやもと まさみち)氏

大阪市社会福祉協議会評議員

《専門領域》 地域コミュニティ代表

昭和 53 年 7 月 27 日

(教)規則第 22 号

大阪市学校適正配置審議会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28 年大阪市条例第 35 号）第 2 条の規定により、大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、25 名以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び教育委員会が適當と認める者の中から、教育委員会が市長の意見をきいて委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 4 条 審議会に会長及び会長代理を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長代理は、委員の中から会長が指名する。

5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(専門調査員)

第 8 条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、特定の事項について専門的知識を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干名を置き、本市職員の中から、教育委員会が任命する。

2 幹事は、審議会の担任事務について委員を補佐する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制定 昭和28.4.1 市条例35

最近改定 平成20.4.1 市条例8

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附 屬 機 関	担 任 事 務
省		略
教育委員会	大阪市学校適正 配置審議会	市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関する重 要事項の調査審議及び具体的な施策についての教育委員会 に対する意見の具申に関する事務

(委任)

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附則（昭53.5.31）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭53.7.27）

この条例の施行期日は、市長が定める。